

## 武士道の起源及び特質（二）

高橋俊乗

### 第四節 上代日本人の武勇と其の後の柔弱

上述の如く、上代日本人は全體が武勇に富んでゐたと言ひうるが、その中に武人として特別の修養をなし、武人として特別の生活をした者が有つたとは言へまい。更に一步を進めて、彼等の武勇は修養を積んだ武勇ではなくして、唯未開野蠻なる生活から、自然に生起した武勇であつて、道徳的修練を積んだ武徳ではなかつたと言ひうるであらう。往々、奈良朝に編纂された古典より上代人の武勇の徳を立證しようとして、かゝる古典中より武勇の徳に關する片言隻句を探し出す人も少くないが、日本書紀によれば數百年乃至千數百年以前と信せられる古い時代の古人の行爲言語が正確に傳つてゐる筈がないのであつて、武勇の徳に關する記事がよし有つたとしても、それはその記事が示す年代當時のものか、ずつと後世のものか、年代が第一疑はし

いし、更にその記事が正しく史實を示すものか否かも、多くの場合、不明である。これらの疑問不明は、嚴正なる批判によつて篩ひ出す必要がある。例へば天孫降臨の時、大伴の連の遠祖天忍日命と來目部の遠祖天穗津大來目とが弓矢を帯び劔を佩いて天孫の御先導を仕つたといふ日本書紀の記事を執つて、上代人が武勇の徳を尙んだ證明の一にしようとする人は昔から多いけれども、この記事は書紀の本文に見えず、多くの異説中の一として掲げてあるものであるから、書紀の編者が十分の信用を置かなかつたものである。大伴氏系統の人々の間に信せられた一の言傳へであつて、多分繼體前後、大伴氏の最も盛んであつた頃に起つた傳説であらう。よし此の記事が史實であるとしても、未開人が、十分に開拓されてゐない草野山林を旅行する時に、弓矢刀槍を携へる事は一般に有りうべきことで、別に武徳を尙んだ證徴とはならない。かゝる自然生活よりおのづから生起した武勇を拔去れば、彼等が道德的に尙武の氣象を練磨したといふ記事は上代には殆ど見出し難い。道德的の尙武は先づ上代の末即ち欽明推古朝以後になつてぼつ／＼散見する。それ以前に記してある武勇は上述の如く自然的のものか、後世の武勇生活を上代に溯らせた投影に過ぎないものと認めて、差支ない。(上代に掛けてある記事の中で上代に眞に有つたことか、後

世の生活を上代に投影したことか、どちらであるかといふ區別はまじめに批判を加へさへすればなしうる事である。しかしこゝで詳述する餘裕がないから、津田博士の「神代史の研究」などを参照せられんことを望む。

惟ふに上代の日本(ヤマト)の國家は小さい地域に始つたに違ひない。恐らく大和の國に起つたものであらう。その他の地方もすべて統一がなく多くの部落に分れてゐた。それが四道將軍や日本武尊の傳説に暗示されてゐる史説の示す如く、たゞ／＼擴張されて、上代の末には九州の南端と奥羽の北端とを除いて、その内部は日本の領土となつた。宋書に見える倭王武雄略天皇であらうの上表に

昔祖禰より躬に甲冑を環し、山川を跋涉して寧處に遑あらず、東に毛人五十五國を征し、西に衆夷六十六國を服し、海北九十五國を渡り平ぐ。

とあるのは、その頃に歸化せる朝鮮(或は支那人)の文飾したものであらうが、又以て當時の日本が小さい部落に分れ、當時の日本人が日本列島並びに朝鮮半島に武威を輝かしてゐた有様が想見される。

しかしそれは概ね衝動的な武勇であつて、その戰たるや食を求めて鳥獸を逐ふ如

く、その行爲の中には道德的熟慮をこらし、道德的判斷を加へた形跡に乏しく、正義人道の片鱗すら見出し難いやうである。

愛國心は國家組織が強固となり、又外國の刺戟が加つて之に發奮し、國民的意識が勃興した後でなければ旺盛とはならない。皇室を尊崇し、皇位を神聖視するやうになるのは帝權が増大されて後に國民の心中に起るものである。我が國に於て國家組織が強くなり、外國の勢力が加り、帝權が擴大されたのは上代の末からであつて、欽明推古朝頃、即ち聖德太子の時代からである。この頃より我が國の文化も著しく發展し、教育も自覺的に行はれ始め、道德も著しく進歩したやうである。それ以前に於ける道德は自然生活をなす間に、自ら道德に叶うた事柄があつたと云ふだけであつて、眞の道德生活になつて居ない。言はゞ古代人は、善惡の彼岸に住んでゐたのである。一方で良い事も有るけれども、一方に極端に悪い事もある。努力して良い事をしようとする事も少いが、悪い事をして案外平氣である。日本武尊が兄の命の四肢を引裂いても、平氣なものであつた。(此の例は事實あつた事がどうかは今の問題ではない。しかし上代人の心理一般が明かに示されてゐる。)かゝる時代には愛國心も尊王心も著しい發達を遂げうる筈がなからうと思ふ。

「天に二日なく、地に二王なし」といふ思想は、理論的には、日本の國が成立した時から、有つた筈であるが、上代の日本人の意識に上らなかつたと見えて、聖德太子以前には、かゝる思想は殆ど見られぬ。太子の頃より後に度々用ひられた。これは此の頃より國家の統一が確實になり、愛國尊王心も顯著になつた證左である。雄略天皇の條に、天皇の御殿と同じ構造の家を作つて叱られた縣主がある。それも地方の大族で、大和朝廷から獨立してゐたといふやうな者ではない。大和と河内との境に住んだ男で、別に惡意があつたわけではなく、言はゞ過失であるが、かゝる記事をいろ／＼集めて見ると、雄略天皇ごろはまだ皇室の尊嚴が十分に皇都附近の民にさへ徹底してゐなかつたやうである。これと百年後の聖德太子頃とを比べると大變な進歩である。道徳的思慮の加つた武勇も、聖德太子頃から起つた。物部氏が太子及び蘇我氏の軍に亡ぼされた時、物部氏の忠臣捕鳥部萬（とさりべのよろづ）は色々にして敵を防いだが、防ぎきれなかつたので、地に伏して叫んで

萬は天皇の御楯と爲りて其の勇を効さんとすれども推問し給はず、此の窮に逼迫することゝなりぬ。共に語るべきものは來れ。殺虜せらるゝの際を聞かん。

と言つた。この語に含まるゝ熱烈なる道德的操守の如きはすつと上代には未だ會て聞かれなかつたものである。全く此の時代ごろに始つてゐる。

更に外國の刺戟について考へてみると、この頃より以前、日本から支那へ使を出した事についての記録は支那側に多くして、日本側に少いのであるが、それらは丸で支那に歸服したやうな態度である。これは支那の記録であるから、彼の國人の尊大な風俗の爲に、日本の使節や政府の態度を故意（もしくは無意識的）に歸屬したかの如く書改めたことが多からうが、一方から考へると、まだ國家組織の強固になつてゐない當時の日本としては、これが最も自然な態度であつたものであらう。支那も其の頃は五胡十六國の紛争から南北朝の騷亂の時代であつたが、やがてそれが隋に一統された。その威力は朝鮮半島にも及んだ。その影響は我が國へも傳つた。有形には傳はらなかつたであらうが、無形には種々傳つたらしい。我が國家組織が此の頃より強固になつたのも、一つは隋の一統に刺戟された爲の事かも知れぬ。聖德太子の時に我が使節が持つて行つた國書は隋の煬帝を怒らしめた程對等的なもので、全く從來の日本の外交史に前例のないものである。これは我が國家の實力の増大された爲ではあるが、一つには隋の國威の刺戟に發奮した國民精神の發現であらう。

隋は間もなく亡び、唐は漢民族の歴史上絶後の大帝國を建てたから、その威力は隋の時に數倍して、我が國に傳つた。國の地理的位置と、國力の充實とは能く唐の併呑を免れたけれども、朝鮮半島に於ては我が國は唐の軍と戦はなければならなかつた。此の國家的大事件が當時の日本人の心に如何にひいたか、その一例を掲げて見たい。

この戦の時我が軍兵中で唐に捕虜になつたものが少くなかつたのであらうが、其の中に筑紫國上陽<sup>ヤ</sup>咩<sup>め</sup>郡の兵に大伴部博麻<sup>はかま</sup>といふ者が、外四人と共に唐に送られて數年を暮すうちに、彼等五人は本國へ歸つて唐人の企を奏聞したいと思つたけれども旅費がない。そこで博麻は自ら進んで、自分の身を賣つて金を調べ、それを資として他の四人を歸朝させた。その後博麻は唐に留ること三十年、やうやく持統天皇四年に歸朝したが、天皇は勅を下して厚く賞賜された。

かゝる高度の勇氣愛國心を持つた者は、さう多くは無かつたであらう。稀な例であらう。しかし、かゝる高度の勇氣愛國心が發現する爲には、其の地盤として、國民一般に勇氣愛國心が發達してゐた爲であると想像することは無理では無からう。

ところが間もなく、我が國は唐と平和に交ることとなり、我が國は唐の脅威を感ずることが無くなつた。國內に於ても蝦夷との關係ある外には一般に平和であつた國民の緊張は次第に弛んで來た。その上に種々の理由が重つて國民の元氣は著しく衰へて來た。奈良時代の末から平安時代初期へかけての日本人の柔弱は眞に驚くべきものであつた。古代人の忠武の例としてよく引かれる天平勝寶元年の宣命の中に

大伴佐伯の宿禰は常も云ふ如く天皇が朝守り仕へ奉る事顧みなき人どもにあれば、汝たちの祖ごもの云ひけらく、海行かば美豆く屍、山行かば草むす屍王の邊にこそ死なぬのぞには死なじと云ひ來る人どもととも聞し召す、

と仰せられたのや、同時に大伴家持が作つた長歌の中で、その氏の傳統的精神を述べ

海行かば美都く屍、山行かば草むす屍、大皇の邊にこそ死なぬ、顧みはせじ、

と言つたやうな壯烈な精神も、平安初期に我が國民の元氣が甚だしく衰頽した深い淵へ流れこんで行く奈良時代末の過渡期に、僅に残された民族的精神の一つであつた。



何となれば奈良の都に大宮人が櫻をかざし、紅葉を手折つて暮してゐた頃は、既に唐と兵戦の上に於て相對した時代の緊張は失せ去り、官民共に太平に馴れて、柔弱化してゐたと見えて、奈良に都を遷された翌年に、早く次のやうな詔を下された。

凡そ衛士は非常の設、不虞の備なり。必ず勇健にして兵となるに堪ふべき者を須<sup>もち</sup>ふべし。而るに悉皆<sup>しつぱい</sup>厄弱にして、亦武藝を習はず。徒らに其の名ありて、益を爲す能はず。如し大事に臨まば何ぞ機要に堪へん。傳に云はずや。教へざる人を戦はしむ、是れ之を棄つと謂ふ。自今以後、専ら長官に委ね、勇敢にして武に便ある人を簡點して、毎年代へ易へよ。

尙かゝる例は少くない。その柔弱化については幾多の理由があらう。又平安時代初期に比べるとまだく健實であつたことは疑がないけれども、奈良時代に於て國民は柔弱に流れつゝあつたことも事實である。しかも前記大伴氏の如き壯烈な例は多く所見がなく、且それが文献上では大伴氏、佐伯氏は大伴の支族に限られてゐるやうである。その大伴氏の壯烈なる精神すら、右の宣命にも長歌にも、その他にも昔から言繼いで來たとは力説してゐるが、現在はどうとも言つてゐない。

平安時代になると、日本人の柔弱は益々烈しく、驚くべきほどであつた。この時代の始に成功した蝦夷の鎮撫も、日本人の力で成功したといふよりは、降服した蝦夷人を使つた爲に成功したといふのが事實によく當つてゐるらしい。蝦夷を攻めさせても日本人には逃げる者が多かつた。個人としては坂上田村麻呂の如き武勇な人もあるが、それは特殊な例であつて、一般には懦弱であつた。その一例をあげると右征伐中に軍を逃げた三百四十人の兵が特に死罪を宥して陸奥國に流されてゐる。

これらは逃亡して偶々捕へられた者であるが、逃亡して捕へられない者は遙かに多かつたであらう。降服した蝦夷を使つて成功した様子は延暦十九年(紀元一四〇年)に坂上田村麻呂をして諸國に分ち居らしめた夷俘(蝦夷の俘虜)を檢校せしめた事、並に弘仁二年(紀元一四一年)に大伴今人が俘囚三百餘人を發して賊の不意を伐ち、功名をした實例などから推測できる。

その後七十年ほど立つて、元慶二年(紀元一五三八年)出羽の夷俘が叛亂した時の官軍の有様はとて今日日本人の祖先とは思へない程ひどいものである。六月八日の奏狀には文室有房獨り力戰してゐるのみで、他は皆逃走したので、有房も恨を呑んで退いたとある。

官軍の戦者、人固き志なく、敵を望んで奔竄し、唯生これ求む。有房死戦して生存を願みず。時に流矢其の左踵を傷つく。矢盡きて歸る。後救なきを恨む。

同月十六日の奏狀には

官軍畏懦し、只逃散を事とす。陸奥の軍士二千人押領掾藤原梶長等、竊かに山道を求めて皆悉く逃亡す。

とある。此の叛亂は翌三年まで續いてゐるが、その五月の戦に官軍中に甲冑を脱ぎ棄て、逃れた者が多かつたので蝦夷がそれを拾ひ取つた。其の後藤原保則が平定したが、歸順した蝦夷はその甲冑を返還して來た。此の事に關し同四年二月保則が急ぎ奏上した文中に

去年五月陸奥及び當國(羽)軍士敗走の日、或は甲冑を着して本土に逃げ歸り、或は山野に脱ぎ棄て身を跳らして奔竄す。

と記してある。

ひとり蝦夷との交戦のみならず、内地に於ても同様であつた。弘仁十一年に遠江駿河に居つた新羅の歸化人七百人が叛して里民を殺し、村落を焼き、始末に終へないので、二國の兵を發して討つたが、とても勝てない。賊は伊豆國府の官米を奪ひ、船に

乗つて海に出た。遂に相摸武藏等七國の軍を發してやつと鎮めたといふ偽のやうな話もある。貞觀十年(八五二)新羅の海賊が船二艘で博多を襲ひ、豊前の年貢の絹綿を掠めて逃げたことがある。此の時も日本人は駄目だったので、太宰府からの上奏には

さきに新羅の海賊侵掠の日、統領の選士等を差遣して追討せしめんとす。人皆懦弱にして憚つて行くを肯せず。是に於て俘囚を調發し、御するに膽略を以てす。特に意氣を張り、一人千に當らんと念ふ。(當時降服した蝦夷は諸國に配置してあつたのである)

とあつて、その後は博多を夷俘に守らしめるやうになつた。

軍備は大化以後、唐制に倣つて、徵兵の制度を立て、一見頗るよく整うてゐた。しかしその制度は内部的に多く缺點を有し、且つ十分に實行されなかつたから、その徵募された兵士も役に立たなかつた。その上に他の田制、税制その他の弛廢と相因果して、後になるほど、兵制は益々亂れて來た。平安時代初期凡そ百年間の官兵の怯懦は一つはかゝる兵制の紊亂から起つたものである。又陸奥、出羽の方面の戦が速に效を奏しなかつたのは、交通の便悪しくして輜重輸送がうまく行はれなかつた事もあらう。しかしそれらの根底に、當時日本人の意氣沈淪し、勇氣喪失してゐた事が確實

に認められる。

右にあげた例は兵士の場合のみである。當時の朝臣達の意氣地のないことは、事新しく言ふまでもない。また兵士は下民から選ぶのであるから、恐らく下民も一般に臆病であつたものであらうから、その當時は上下貴賤おしなべて(個人的に例外はあるが)懦弱であつたと思はれる。

平安初期(平安時代四百年中、初百年間)も暮れて、中期(それ以後約百七十年間)になると、下民の中から一の階級としての武士が勃興して來た。彼らは勇氣に満ち、武技に長じた新階級であつた。朝臣はいつまでも柔弱であり、下民も柔懦のまゝに推移したものが少くなかつたであらうが、その間に於て武勇に富んだ武士や僧兵などの新階級が生じ、その中、武士は節度ある行動によつて、次第に權勢を得て行つた。その勃興の有様は別に節を分つて述べて見たい。

最後に一言したいのは日本人上代の武勇が何故に一旦衰へたかと言ふ問題である。一國民の武勇といふものは永久的なものでなく、榮枯盛衰のあるものであるから、何かの事情が起れば衰へるのに不思議はない。我が國人、中古の怯懦も色々の理

山をあげて説明されてゐる。しかし從來多くの學者によつて説かれた如く、太古から日本人が武藝武勇を自覺的に、教育的に奨勵したものとすれば、後世になつて、一般に教育がすすみ、太古軍制のない時と違つて、嚴然と軍制が備つて簡素ながらも兵士を徵募し、武藝を練習させた中古に於て、驚くべきほど怯懦になつたといふ事實は理解しがたい難問ではあるまいか。

前述の如く兵制の腐敗といふことは確に怯懦になつた原因ではあるが、たとへ腐敗でも、太古無制度の時に比して、何等かの軍事施設及び軍事教育は有つたのである。佛教の影響も確に有つた。しかし佛教的信仰によつて殺生をやかましく制止するやうになつたのは平安中期以後の事であつて、武士が起つてから後に盛んになつたのである。大化以後何回か民間の武器を官へ取上げてゐる。しかし當時の武器は簡單だから、取上げられた後に、再び買入れるのに困難はあるまい。所謂上代文臣の後なる藤原氏が政權を執つたからだといふ人もあるが、藤原氏が武を重んじた事は第三節に述べた通りである。これらの諸説は皆一かどの理由ではあるが、未だ事の真相を穿つたとは思はれない。その他いろいろの理由を擧げる人があるけれども、どれも一面にしか觸れてゐないやうである。

私の考では此れらの諸説は皆出發點が間違つてゐる。上代人は何等自覺的に武勇ではなかつた。本節の始に述べた如く上代人の生活の中に自然に養はれた武勇である。彼等は農業をしてゐたが、之と並んで食物をえる爲に盛んに漁獵をしたこと、並びに日本といふ統一國家がなく、各地方ごとに分離し細かい部落に分れて相争つてゐたから、自然に武勇であつた。しかしその武勇も猛惡なものでなく、比較的溫和なものであつたらしい。その後生活は農耕が主となり國內が統一されて平和になると、武勇を養ふべき根本要素が消失したから、日本人は次第に溫和の氣象が著しくなり、戰に當つては怯懦になつたものだと思はれる。

武士も自然生活からその武勇を養つたのであるが、武士は後にそれを自覺的に道徳化して武士道を發達させたから、武士は次第に勢力を増大して、遂に天下の政治をも司ざるやうになつたのである。僧兵は僧門中の武人として、武士の發生した頃に發生したが、僧兵には武士道が發達しなかつたから、僧兵は一時は勢力を得たけれども、遂には自滅してしまつたのである。

## 第五節 武士の發生

平安中期迄には屢々述べて來た如く武を以て職とする格段なる階級、並にかゝる職業はない。上古に於ては凡べての人民は一朝事ある時悉く武士となるのである。大化以後は徵兵の制に依て一般下民から兵士を募つたのである。故に此の制度が制度の趣旨の通り、永く行はれたら、武士といふ階級は起らなかつたかも知れない。

武士の發生を結果から考察すれば、その發生は平安時代、中央地方の政道の腐敗を救濟する爲に生れたものであつた。武士の發生は當時の社會の事情から見れば當然のことであるが、最初からこんな天職を自覺してゐたのではない。けれども、發生後、二百年も立つと、武士の中から平清盛が出て第一に政權を掌握した。ついで源頼朝が幕府を開くやうになる。武家政治の起つたのは我が國史上の一大變革であるけれども、これを以て武士が政權を私したと言つて清盛頼朝等をひどく責めるのは當らない。全く政權を私しないのではないが、此の點は彼ばかりではない。藤原氏も同じ罪人である。それよりも頼朝が恐らく自覺的に天下の民の苦しみを救うた大功認めなければならぬ。南朝の柱石北畠親房さへ、その著神皇正統記で、頼朝が九重の塵を收め萬民の肩を安んじた功を賞讃してゐる。



大化の改新の時、従來の氏族制度を改めて郡縣制度に更へた。國民全般の道徳や知識の進まない時に於て、また交通の不便な時に於て郡縣制度はうまく行はれるはずがない。中央政府の施政も亂れやすかつたが、地方政治は一層紊亂し、腐敗しやすく、都から派遣された國司は政治に務めずして、私利をはかる。天下の土地は大化改新より皆公田となり、人民全部に一定、段別だけ口分田を分ち貸與されたのであるが、色々の原因によつて私有地がつくられた。中央の顯官、諸社寺は色々の名目で多くの私有地即ち莊園をこしらへた。これが増加するにつれて規定通り人民に分けてやることが出来なくなる。また私有地は元來有租地であつて、間々勅旨によつて免租されたものも有つたのであるが、段々免租地が増して來て、後には有租地までが勝手に租税を收めぬやうになり、莊園は全部免租となつた。従つて國庫の收入を減ずることが夥しく、國司は誅求を行ふ原因が出來て來た。尤も國司は最初から公平清廉に政を行はないのであるから、その誅求も租税を納進した残りには、凡べて國司の懐中へはいる。下民は一方で生活の基礎たる土地を十分わけてもらへず。他方で誅求されるからたまらない。その上、平安初期の末に戸籍を調べて口分田を分つこと

さへ行はれなくなつたから、天下の公田はおのづから私田となり既に土地を有する者と有せざる者との別が生じ、從來から自然に出来てゐた貧富の差が甚しくなる。生活に苦しむ者は原籍地を棄て、浮浪人となるか、山へ海へ行つて盜賊となる。地方は次第に荒廢した。ところが前述の如く官吏が腐敗し、兵制が紊亂し、兵士が弱いのであるから、地方の荒廢は救はれ難い。

逆に地方の百姓もなかく、善良なものが少い。されば當時の地方官中、善政を布いた少數の者の中には仁慈清廉を以て成功した人もあるが、丹墀たせひ門成の如く猛政を以て成功した人もある。その頃、丹波は土民兪戾にして教化に順はず、難治の國と稱せられたが、彼は施すに猛政を以てし、管罰を先としたので、數年にして部内大いに治り、民は永く徳として喜んだ。又武藏は原野ひろく、盜賊が到る所に横行してゐたが、彼が武藏守として赴任するや、任に就いて幾ばくならずして風俗は肅清され、奸猾は手を收め、國內無事となつたと傳へられてゐる(文徳實錄五)。當時の民は知識がなくて、姦惡なものが多く、口分田を多く得ようとして、家族の數を詐つて多くし、或は死んでも届けない。女は課税が男よりすつと少いから、男を女にして届けることが流行し、平安初期ごろの戸籍の斷簡には女が無やみと多く記してある。又彼等は租税を滞り、

かつ税物の品質を悪しくする。これらの事は國司郡司が政治に熱心でないから年々甚だしくなるけれども、國郡司は喧しく戒めたところがさして自分の利益にならぬ事であるから打棄てゝおくのである。更にひどいのは朝廷から借りてゐて、當然何年か立てば返納すべき口分田を貴族や寺院の莊園へ勝手に寄進して脱税を計る者もある。かゝる者が一轉すれば無頼漢となつて、ごろつき歩き或は強竊盜となるのは怪しむに足りない。

武力なき政府は少しもこれを鎮壓することは出來ないから、善良なる百姓は此の無警察に對し、自衛策をとるか、或は惡漢の仲間入するかである。自衛する爲には武器をとつて團隊的行動をとらねばならぬ。その結果は正當防衛以外の行動をするやうになり、地方をして一層荒涼たらしめた。平安中期以後の史籍には殺人、喧嘩、放火等の記事が頻々として記され、まるで新聞の三面記事を読むやうな感じがする。しかもこれらの史籍に載るほどであるから、大體は身分ある者に就いての記事である。元は柔弱であつた朝臣が殿上で斬合つたりする事もある。此れら史籍に載つた身分あるものゝかゝる行爲は地方民から、京都の下民へ、それから更に朝臣に傳播したものでらしく、思はれるから、地方民にはどれ位殺人や喧嘩が多かつたか、想像以上

に多かつたかも知れぬ。平安末期、天永年間（一七七年頃）の著であるが、今昔物語には當時下民の殺伐たる風俗がよく伺はれる。卷二十六の第九話に加賀國の漁夫七人が常に弓箭兵仗を具して釣したことを記し、卷二十七の第十八話には

然レバ男ト成ナム者ハ尙大刀、刀ハ身ニ可具キ物也。此レニ依テ其ノ時ノ人皆此事ヲ聞キテ、大刀、刀ヲ具シケリトナム語リ傳ヘタルトヤ。

と記してゐる。同書には尙かゝる例が多い。

國司は任期が定つてゐるから、任期がすめはあと野となれ山となれで、任期中に随分亂暴な政を施しておいても、任が果てると、大抵の場合、うやむやに濟んでしまふから、大した責任を帯びることなく平氣なものである。交通の不便な時である故、朝廷へも詳しいことは知れない。しかし百姓が武力を得て來ると、後には泣寝入ですまさない。朝廷へ彈劾したり、或は國司を殺したりするやうになつて來た。永祚元年（一六四年）二月尾張の百姓がその國守藤原元命もとみことの非法を朝廷に訴へた如きは堂々三十一條に亘るものであつて、それだけ元命の非法も甚しかつたのであつた。史上傳へる所によれば國司の非法を彈劾した例よりも、直接之を殺傷した例の方が遙かに

多い。

かゝる彈劾にしても殺傷にしても、その指揮をした者は多くの場合郡司である。郡司は世襲官で父祖相ついで郡司を務めてゐる。しかも其の多くは上古以來土著の名族であるから、土民との關係も親密であつたことは疑がない。史上の實例を見るに國司の仁政を施した例は少いが、郡司の仁政はその例が多い。されば一旦國司と土民と利害相反した時、郡司が人民の味方になつたのは當然であらう。平安初期の中頃天安元年に對馬島下縣郡擬大領直浦主等が黨類三百餘人を率ゐて國守立野正岑の館を圍み、火を放つて之を攻め、正岑及び從者防人十六人を殺したことがある。これが初見で、元慶(一五四年頃)寬平頃より、郡司が土民を率ゐて國司に反抗することが漸く増して來る。これら郡司と部下との關係が固定し、武力が維持されると、こゝに豪族が出來た。

豪族を、昔から永い間その地に定住して勢力を得た豪族と、平安初中期の過渡頃から新しく起つたものとの二つに分けることが出来る。それらの豪族は色々の原因から起つてゐるが、第一種の豪族は主として郡司の子孫より成り、第二種の豪族は主として京都から地方に下つた朝臣から成つたものである。後の方が身分がよいの

で、前者より勢力を得やすい爲か、名ある豪族は多く後者である。平安初期の終から中期へかけて、都では出世できない朝臣が地方官となつて田舎へ下ると、その文化は頗る低いものであつて、精神的には苦痛であつたが、百姓を驅使して物質的には思ひ切つた我がまゝが出来たから、都へ還ることを斷念し、莊園を求めて老後の計を經營した。「受領(守國)」は倒るゝ所に土をつかめといふ諺が行はれたぐらゐで、少し狡猾に廻るなら田畑を多く所有することは困難ではない。成年の子弟、妻妾、親族を任地に伴なふことは禁じられてあつたが、かゝる禁令はとても十分に行はれない。寧ろ伴なつて下るのが普通である。その上、地方の郡司、富者は都から下つた朝臣にその娘を納れることを名譽と心得たらしく、奥州後三年記上に

常陸國に多氣權守宗基といふ猛者あり。その娘をのづから頼義朝臣の子をうめることあり。頼義むかし貞任をうたんとて、みちの國へくだりし時、旅のかり屋のうちにて彼女にあひてけり。乃はぢめて女子一人をうめり。祖父宗基これをかしづき養ふ事限なし(頼義は陸奥守となつて都から下つて行つたのである)

とある如く、地方官はよしや都から妻を携へ下らないでも、地方の豪族の娘を納れたから、任所に於て子孫は繁榮する、在任中、武力ある土民を治めるために、武力を備へた

から、解任後も、武力を維持して居れば、それで豪族は成立した。源氏平氏及びその支族、並びに藤原利仁や同秀郷の後たる齋藤加藤佐藤首藤近藤等の諸氏は皆かうして出来た豪族の一例である。

これら豪族にはその部下がある筈である。それが徒黨を組んで、豪族及び部下の財産を守り或は増加することを謀る。増加する爲には荒地を開拓したり、他人の土地を買収したりすることもあるに違ひないが、武力によつて掠奪することが少くないらしい。天慶の亂のごく始は平將門と叔父良兼との戦に始るのであるが、今昔物語によれば將門の亡父が遺した所領の争から合戦が起つたやうに書いてある。かうして一時的の暴徒であつたものが、永く主従關係を結んだ一の永續的な黨を成立させるやうになる。また小さい黨はその安全を謀るために大なる豪族に隨從する。これらの黨は土地を基礎とし、その最下級には小作する農民が居るのであるが、上位の者は黨の武力を増す爲に武藝を鍛え武勇を練つた。武士はこんな風にして自然と發生したのである。

かゝる時代には盜賊も數人十數人隊を組んで掠奪を働く。群盜といふ語が當時

の史籍には到る處に見える。地勢上東國には山賊が多く、西海には海賊が多いが、その海賊が淀川筋を京都近く上つた例もある。群盜には必ず指揮者がある筈で、盜賊の大將軍（今昔物語卷二）といふ語さへ出來た（十五の第七話）。かゝる類の者には餘り逃げ隠れもせず、定住して悪事を働く者も少くない。これと武士中の悪い者とは大した差がない。平將門に加擔した藤原玄明（はるあき）はもと下總國豊田郡の豪族であつたらしいが、その暴狀は盜賊と異ならない。

藤原玄明等素より國の亂人なり、民の毒害たり。農節を望んでは町滿の歩數を貪り、官物に至つては束把の辨濟すらなく、動もすれば國使の來り責むるを凌轢し、兼ねて庸民の弱身を劫略す。其の行を見れば夷狄よりも甚だしく、其の操を聞けば盜賊に伴なへり。（中略）凡そ國のため宿世の敵たり、郡のため暴惡の行を張り、どこしなへに往還の物を奪ひて妻子の稔となし、恒に人民の財を掠めて從類の榮となす。（將門記）

と當時の實錄に記してある。社會の秩序が紊亂して、無警察に等しい時代には武士の中の或者は盜賊を働いた。逆に盜賊も何かの都合で悪心を翻し、その不義の富を擁して豊かに暮した者もあつたらしく、今昔物語卷二十九の第四話は其の一例を示



してゐる。(當時の盜賊は必ずしも下民だけでなく、王侯貴紳の子弟も少くないのであつて、此等はその惡事が暴露したからこそ醜名を後世に傳へてゐるが、もし暴露しなかつたら、平然としてその不正の財を使用してゐたであらう。)

されば暴民や無賴漢から發達した武士が盜賊と殆ど異ならないものであることは察するに難くない。盜賊も定住して豪族富家となり、武士となり、それらの部下となつたことが多かつたであらう。

武士が始めて史上に名をあげたのは天慶の亂である。これは前記の如く平將門と平良兼や平國香などの一族間の争に始り、後に將門は興世王などと共に坂東諸國を荒して廻つて最後に天慶三年(一六〇年)將門は國香の子貞盛や藤原秀郷に攻められて誅伐されたのであるが、武士の歴史の始まつたばかりであるから世襲された武士の家筋なるものはまだ少く、主従關係は殆ど固定されてゐない。武士の集團はあつても、まるで暴民の烏合の如きものである。この亂の時、太政官から東海、東山、道諸國司に下した符に

右平將門積惡彌長。宿暴暗成。狠招烏合之群。只宗狼戾之事。冤國宰而奪印鑑。領縣邑

而事抄掠、輕狡之黨、愚惑之徒、或欲免一朝之辱、自赴勸誘之屬、或擬延片時之命、多入劫略之中。云々（本朝文粹二）。

と書いてあるのは、よく當時の武士なるものゝ性質を示してゐる。かく規律節度なき武人の集團には何等注目すべき武士道的生活なるもの有ることなく、大體に於て惡徳に満ちた集團にすぎなかつた。しかしこれだけの大亂を醸すだけの實力を持つてゐたことを考へると、武士は將門の亂に始めて勃興したのでなく、それより二三十年前から勢力を養ひつゝあつたことは確であらう。

尙武士が發生すると同時に、武士といふ名稱が出來たのではない。當時はツハモノ、兵士などゝ稱したので、武士といふ語は平安末期に出來たものである。それは別の章節に於て説くこととする。

#### 第六節 武士道の發生

もし後世の武士道が上代の所謂武士道から繼續してゐるならば、坂東八州を舞臺として數年間武士が争を續けた天慶の亂に於て、すでに武士道が顯示されたはずである。然るに天慶の亂が終つて四箇月目に記述された將門記その他當時の實録を

見ても武士道の現存した形跡は無い。當時の兵士は武勇は可なりあるが、その武勇は全く訓練なき勇氣であつた。強敵には逃れて命を全うし弱い所では亂暴狼籍をする。善悪をよく判別して事を行ふとか、遠き慮をなして、後に備へるとか、信義とか同情とかその他武士道の主徳と見らるべきものが著しく缺けてゐる。しかし此れは決して不思議ではないので、武士の起源から考へると、有りさうな事である。武士道では親の仇討は大切な事である。然るにこの亂に於て平貞盛は父國香が將門に殺された時、貞盛は「賤者は貴に隨ひ、弱者は強に資る、敬順に加かず」と考へて將門と和睦しようとした。ところが將門の正面の敵たる良兼がやかましく貞盛を説伏して、己が味方に引入れた。その後再び貞盛は戦をやめて官途について出世しようとして上京したが將門は己を朝廷へ訴へるのであると考へ、後を追ひかけて散々な眼にあはせたから、貞盛も決心して將門と戦つたのである。

また此の亂に於て將門の敵となつた源經基は將門記に「未だ兵道に練れず」と評せられてゐる如く、勇氣に乏しき、沈着を缺いた、膽略の足らぬ者であつた。良吏の聞える足立郡司判官代武藏武芝に對して恣に兵を發し、その舍宅及び附近の家を襲ひ、底を掃うて財物を搜し取り、家屋には封印をして苦しめたりした。

だから當時の主従は義を以て結ばれたものでなく、利益の爲には主君を危険の中に陥れても平氣であつた。將門の駆使はつかた丈部はせうぶ子春丸は敵たる良兼の甘言に誘はれ、良兼の家來一人を率ゐて各々炭を荷つて將門の營所に入り、一兩日の間に營所の要害を殘る限なく、此の家來に教へて歸らせたことがある。かう云ふことは後世にもいくらも有らう。しかしそれは必ず武士道の發達しない大名の下にしかない。文教の行届いた武士道の盛んな所には有るはずがない。

或論者は上代の武士道の精神は都では支那文化佛教文化に心酔した爲に衰亡したけれども、東國では比較的固有の精神が殘つてゐたのが武士の起ると共に復興し發達したものであると言つてゐる。奈良朝ごろ東國人が他の地方より若干武勇であつたことは事實である。しかし平安初期に於ては前記の如く東國人は頗る卑怯未練で、名譽を捨て、義を見て勇むことなく、強敵には逃れて命を全うし、偶々一二の勇士が奮戦しても他は之を見殺しにするほどの意氣地なしであつた。決して上代の所謂武士道は東國に殘つてゐなかつた。(後世鎌倉時代に關東の武士は日本全國の武士に對抗しうると稱せられるほど忠武であつたのは源氏が代々東國の武士を訓

練した結果であつて、上代から續いてゐるのではない)

武士は天慶の亂より前、數十年間に次第に勢力を養ひ、この亂の頃には既に諸國に蔓延してゐたものと思はれるが、此の亂の頃は集團的結束がまだ弱く武士道を發達させる餘地はなかつた。武士道が具體的に一つの形をもつやうになつたのは、亂後ざつと百年ほどかゝつたと思はれる。勿論武士道は武士の間の風習として發達したものであるから、百年立つて突然に現れたものでなく、徐々に發達し、遂に百年ほどかゝつて成立したのである。(平安中期百七十年間は武士が發生し、武士道が成立する時代に相當してゐる)

武士が集團をつくり、武力を維持するのは、全くその安全を謀り、勢力を維持し、出來るならば益々之を擴大せんが爲である。それは利益の爲の私黨である。もとより武士も上京して朝廷に仕へ、地方に居つて地方官となつた時は、官吏として君の爲に忠を致し、國家の爲を計ることもあるが、一度武士自らの團體を省みる時は、彼らの私利の擁護に努力せざるをえない。さうして武士團體の直接正面の目的は私利を計る點にあるのであるから、古代大伴氏などが宮門の衛護者として、朝廷の爲に忠勇を

致すことを忘れなかつたのとは公私全く分れてゐる。

かゝる武士が集團の力を維持し擴張するのに、主として合戦による事は、史上の事實として疑がない。首領は部下に對し絶對權を掌握し、生殺與奪の權を固く執り、十分に威勢を張りうると共に部下を愛し、功あるごとに賞を施し、部下をして十分恩義に感せしめなければならぬ。功の大小に従つて公平に賞賜して、部下の生活を安固ならしめ、衣食に苦しまないやうにしてやらないと一朝事ある時、十分に部下は働かない。しかし恩愛だけ加つても、主將の威嚴が併せ加はらなければ命令は徹底せず、規律が亂れやすく、部下の中には我がまゝな事をする者が生じやすい。源頼朝が肉親の弟にして武勳赫赫たる義經を亡したのは、全く義經が年少氣鋭にして功に誇る氣味がある上に、時として頼朝の命を俟たず獨斷に事を決する事があつたから、頼朝は自ら關東の主將としての權威を維持する爲にやつたことなので、梶原の讒言などは小さい副因にすぎない。

恩愛の義理が幾重にも重つてからは部下も利を目的とせず、唯義のために命を捨て、忠を盡くす事もあらう。しかも全く利を捨てる事は稀なのであつて、平家物語や源平盛衰記には武士道の精華が書記されてゐるのにも拘らず、一の谷合戦に、熊谷

直實は功名をする爲に、先陣を希望して、味方の勢より離れて朝四時ごろから急ぎ進んだが、敵陣に着くと、「夜は猶深し、城戸口は不開御方みかたも未續ねば、死る命は何も同事いっしょなれ共、晩闇くもに證人もなく死にたらんは正體なし」と思つて、夜が明けて、自分の働が味方によく見えるまで待つてゐた。それと言ふのも、目ざましい働をして、鎌倉殿にも聞え奉り、子孫のため名をも擧げばやと思つてゐたからである。直實ほどの名ある武士でもかゝる調子であるから、一般平凡な武士は武士道の發達してゐた時代、地方に於ても、戦争に名利を忘れなかつたであらう。

恩威を巧に施し部下をしてよく信服させるのは、凡庸な首將では出来ない。明智、遠謀、寛大剛毅、沈着にして注意深く、少しも油断せず、且つ武略に勝れてゐなければならぬ。源經基の子満仲は古今の名將であつた。佛教を篤く信じ、晩年剃髮出家した。同時に部下五十餘名が共に剃髮したといふぐらゐ、部下から推服された。その時惠心僧都が戒師であつたが、受戒の時第一不殺生戒には居眠りして保ちますと答へない。第二戒以下は皆保ちますと答へた。その夜おそく、満仲は密かに僧都を訪れて「不殺生戒を保つことも心中に深く存じてゐますが、家來どもが侮ることが有らうかと存じまして眠つた風をして答へませんでした。」と言つて謝したといふ話がある。

(古事談四)。名將が部下を威壓する心遣ひが察せられるではないか。

かゝる基礎の上に、機會あるごとに部下に對して武勇・武技を獎勵した。滿仲の子頼信の臣藤原親孝の家に盜人がはいつたが逃げかねて、たつた一人の五六歳の男兒を質にとり、抑へつけて、その腹に刀を差宛て、すはと言へば突き貫くべき構をした。大勢の者は口惜しがつたが、どうも出來ぬ。親孝も名高い勇士であつたが、周章て迷うて、近くにあつた頼信の館へ出て泣いて訴へた。頼信は笑つて

理ニハ有レドモ此ニテ可泣キ事カハ。鬼ニモ神ニモ取合ナドコソ可思ケレ。

童泣ニ泣事ハ糸鳴呼ナル事ニハ非ズヤ。然許ノ小童一人ハ突殺サセヨカシ。

然様ノ心有テコソ兵ハ立ツレ。身ヲ思ヒ妻子ヲ思テハ俸弊カリナム。物恐デ

不爲ト云ハ、身ヲ不思ハ、妻ヲ不思ヲ以テ云也。(今昔卷二十)

と言つて叱つた。しかし頼信はその才智を以て無事に子供を取り返してやつた。

後三年の役に源義家が部下の心を勵ますために剛臆の座を分ち、日にとりて剛に見ゆる者どもを一座にすへ、臆病にみゆる者を一座にすへけり。をのゝ臆病の座につかじと勵み戦ふと雖も、日ごとに剛の座につく者はかたかりけり。(奥州後三年記)と言ふ話など、勇武を勵ました主將の苦心はなかゝ小さくは無かつた。



かう云ふ風に訓練することが出来れば家來は忠勇にして武藝になれ、よく主命に服し、團體内の規律も整ひ、その威力も増大する。部下が義を泰山の重きに比し、命を鴻毛の輕きに比するやうにもなる。

もしかゝる訓練が一代にて絶えないで、主家が代々續くにつれて祖先に仕へた家臣の子孫が同じ主家に仕へ、しかも主家に代々名君が出たならば、家臣の子は生れながらにして家臣であり、かつ祖先以來の恩誼を生れながらにして蒙つてゐるわけであるから、主従間の關係は愈々親愛密接となり、主將が家臣を愛撫する情は愈々濃く、家來が主君に信頼服従する心も益々深くなる。忠臣は二君に仕へずと云ふ事も單に理論だけのことではなく、おのづから習慣的に實行されるのである。

平安中期の末、都には源氏物語や宇治の鳳凰堂で代表される艶美華麗なる文藝が榮え、平安文化の絶頂に達してゐた頃、武士の家筋は、主家も家臣の家も既に數代を重ねてゐたのであつて、平安中期の傳説を多く採録せる今昔物語には、兵ノ家といふ語が多く用ひられてゐる。もしそれ藤原保昌の如く兵の家の生れでなくして武略にすぐれ者に就いては特に「兵ノ家ニハアラネドモ」と區別してある。かく兵の家の固

定した頃より武士道は徐々に芽を出し、次第に發達して行つたのである。

天慶の亂後六七十一年頃平維茂は武勇にすぐれ沈毅にして智略に富んでゐた。或時太郎介といふ勇士をつれて、兄兼忠の館に宿つた。庭には燒松たきまつを晝の如く燈し、弓矢を負うた郎等は常に所々を巡廻し、少しも油斷が無かつた。そのころ此の太郎介の爲に討たれた者の子が兼忠に仕へてゐたが、今宵始めて、父の仇は太郎介であると聞いて、祖おぢの敵ヲ罰事ツツシハ天道皆許シ給フ事也。我レ今夜孝養ノ爲ニ思企ツルヲ、心ニ不違ヘ令爲得給ヘ」と祈念して太郎介の臥床に忍びよつた。太郎介の臥所の周圍には幕を二重に引廻し、枕上には太刀、弓、胡録などを置き用心堅固であつたが、介は遠路の疲れで寢入つた所を聲も立てさせず喉笛かき切り、郎等どもに立交つて館から逃げ去つた。維茂は之を聞いて大いに驚き、「此ハ我ガ耻也。我ニ憚ヲ成サム者ハ此ハ殺テムヤ。露憚ノ心ヲ不置バコソ此ハ爲レ。」と言つて、太郎介を切つた少年を捕へさせようとしたが、兼忠は「祖ノ敵ヲ罰ヲバ天道許シ給フ事ニハ非ズヤ。」と言つて許さなかつた(今昔二十の五の三)。當時の武將の用心堅固なこと、その自尊心、並に部下を愛する情が此の話の中によく示されてゐるし、又敵討がぼつ／＼行はれ出した事も知りう

るのである。

また維茂が陸奥に住んで居つて、藤原諸任(師種)と田島(師種)の境界を争つた。だん／＼仲が悪くなつたが、遂に合戦することゝなつたけれども、諸任の方が兵數が非常に少なかつたので、諸任は戦をやめて常陸へ歸つた。それで維茂も兵を皆歸らせて備を設けてゐなかつた所へ、諸任が急に夜襲して來た。維茂は夜、水鳥の驚き騒ぐのを聞いて敵の來たことを直ちにさと、家の中に兵卒僅かに二十人許しか居なかつたが、先づ妻子を逃れしめ、力戦して敵を防いだ。しかしとても衆寡敵しない。曉になると自から家に火を放つて焼いた。諸任は家の周圍を十分に取圍んで逃ぐる者は一人も漏らさず射殺した。火が消えたので、維茂の死骸を探したが焼死者は上下合せて八十餘人程あつて、眞黒になつてとても顔の見分けはつかないが、狗一匹逃がさなかつたから、維茂も殺しえたと思つて喜び凱旋した。諸任は士卒を休息させる爲妻の父大君の家に立寄ると、大君は「明らかに維茂を討つのは非常なる手柄である。但しあれほどの器量人を家にこめながら焼討したただけですまして、確に彼の首を取つて來ないのは大變な不注意である。恐らく維茂はまだ生きてゐるで有らう。自分

早くこゝを立つてくれ。」と言つて追出した。

維茂は家の焼けきらぬ前に下女の風をして煙の中を傳つて附近の川の沖合に沈み、葦などの茂みに顔を隠して居た。諸任の軍の引上げた跡へ自分の部下が追々集つて来て泣悲んでゐたが五六十人も集つた頃始めて姿を現すと、士卒は打つて變つて喜んだ。部下は敵が味方の十倍からあるので、追戦を後日にしようと言つたけれども、維茂は昨夜十分に逃げる暇があつたのに惜げなかつたのは名が惜しいからだ。家の内にこめて焼討されたのに幸にうまく遁れたのだから、自分は生きたとは思つてゐない。されば露命は惜しくないぞ。その上一日でもお前らに顔を見せたのは頗る恥である。お前らはゆつくり後日に戦ふがよい。自分一人敵の家を焼討に行く積りである。幸に命を得たから一度でも矢を射て死なうと思ふのだ。命の惜しい者は後日に戦へ。」と言ひつゝ、只一人打立つたから、部下は皆奮躍して従つた。諸任は或岡で士卒に酒食を與へ、休息させたので、皆甲冑をぬぎ鞍をはづして酔うて臥してゐた所へ、維茂が急に殺到して皆悉く之を敗り、進んで諸任の館に迫り、焼亡してしまつた。この時、凡ソ女ヲバ上下手ナ不懸ソ。男ト云ハム者ヲバ見エムニ隨テ射臥ヨ。」と下知して男子を殆ど全部殺して、女は全部助けてやり、諸任の妻をば禮を厚

うして大君の許へ送り届けてやつた。(今昔二十  
五の四)

その沈着勇敢にして智謀あり、かつよく部下を指揮して巧に變に應じえたことは驚くほどである。さればその名は東國に普く聞えて、世に並びなく稱せられ、推して將軍と稱せられた。

天慶の亂後百年頃の事である。關白頼通が三井寺の明尊僧都に祈禱を頼んでゐた頃、俄に急用が出来て、僧都が三井寺へ行き、夜の中に再び關白の館に歸つた事がある。その時、關白に仕へてゐた平致經が往復ともに供をした。致經は平素から宿直處に弓胡録を立て、藁沓を疊の下に隠し、唯一人の下部を使つてゐたが、命を受けると共に袴の括くはを高く上げ、藁沓をはき、胡録を負うて、僧都の乗るべき馬を引いた所へ出て畏まつた。僧都は「これから三井寺まで行くのに、徒歩では行けまい。」と言ふと致經は「これでも決して遅れません、早く走らせて下さい。」と答へたので、僧都は怪しみながら、焼松を持つて前に行かせて、七八町ほど行くと、眞黒い者が二人、弓矢を持つて向ふからやつて来る。僧都は恐ろしく思つてゐると、この者は致經をよく見て、「御馬候フ」と言つて馬を引出した。致經は黙つてその馬に乗ると、その黒い武者も別の馬

に乗つて附いて來た。僧都は頼もしく思つて行くど、二町ほゞして傍から又二人の武士が出て來て、物も言はずに馬を引きそれに乗つて附いて來る。これも致經の郎等であつた。加茂川を越す頃には既に三十人ほゞの勢となつた。さて三井寺に着いて用事が終つて歸ると、加茂川を渡つた頃より郎等どもはもと出て來た場所に來れば、黙つて別れ頼通の館近くなるど、最後の二人は致經の馬を引いて立去り、致經はもとの徒歩になつて門内にはいつた。僧都はこれを見て馬をも郎等をも豫め命じてあつた如く出て來る様を頗る怪しく思つた(今昔二十の三四)が、我々も當時の名將の下に仕へた武士團體の節度整ひ、規律正しく且その團結力の強いことに驚かざるをえない。故に一朝事あつて、この團結力を以つてその武勇武技を發揮すれば天下の中、また之に敵するものがないであらう。唯始の中は彼ら武士も十分自己の力を自覺せず、内に偉大なる力を藏したまゝ、朝廷に仕へ公卿に仕へて驅使されてゐた。さうしてそれに甘んじてゐた。

殊に源氏は滿仲以後代々名君が相ついで出た。滿仲が出家した時、「自分は久しく兵事に従つたが、今日まで一日も怠つたことがない」(今昔十の九の四)と言つた如き、その苦心

が察せられる。その子頼光は「多田ノ滿仲入道ノ子ニテ極タル兵也ケレバ、公モ其道ニ仕ハセ給ヒ、世ニモ被<sub>レ</sub>恐テ」(同二十)ゐた。その弟頼信は更に名高く、世の望も深かつた。「兵ノ道ニ付テ聊ニモ愚ナル事无ケレバ、公モ此レヲ止事<sub>ト</sub>无キ者ニセサセ給フ。然レバ世ノ人モ皆恐デ怖ル、事无<sub>レ</sub>限リ」(同二十)かつた。万壽四年(七六八)平忠恒が下總に於て亂を起した時、朝廷は檢非違使平直方等に命じて討たせたが、少しも功がな  
い。然るに、四年を経て朝廷が頼信に命じて討たせたら、すがの忠恒も敵すべから  
ずと思つて、戦を交へずして降つて來た。後に頼信が石清水入幡に奉つた告文中に  
は「土民を駈らず、所部を費さず、弩を張らず、矢を逸せず、認めず、攻めず、居ながらにして  
寇賊を得たり。」と書いてゐるぐらゐであつて、その威望の高かつたこと驚くべき程  
である。

頼信の嫡子頼義も父に劣らぬ名將であつて、「性沈毅多武略、最爲將帥之器。」(陸奥語  
記)であつたから、「坂東武士多樂屬者。」(同書)上野守平直方はその弓射の巧妙なのに  
感じて、その女を頼義に娶はせた。その子義家に到つては、一層世に名高く、父と共に  
前九年役(天慶の亂後、約百年)に従つた時など、

義家驍勇絶倫、騎射如神。冒白刃、突重圍、出賊左右、以大鏃箭頻射賊帥。矢不空發、所中

必斃雷奔風飛神武命世夷人靡走敢無當者。(同書)

き有様であつた。亂が平いだから、試みに堅甲三領を樹枝にかけしめ、一發にして甲三領を貫いたので、清原武則は歎稱して「是神明之變化也。豈凡人之所堪也。」(同書)と言つた。かく武略に長ずるのみならず、智謀にもすぐれ、後三年の役(天慶の亂後、約百四十年)には寛治五年十一月嚴寒の夜、敵城の陥ることを豫め覺つて、部下に命じ、その陣取つた假屋を燃して暖を取らせながら待つてゐると、果して其の曉方に城が陥つたので、人は皆義家を神と思つたさうである。かてゝ加へて彼らは部下を愛すること深く、前九年の役に頼義は親ら軍中を廻り、疵傷ある者を療してやつたので、士卒は大いに感激して、皆、身爲恩使命依義輕。今爲將軍雖死不恨。(同書)と言つて喜んださうである。されば「坂東猛士雲集、雨來步騎數萬、輻人戰具、重疊蔽野。」ふほどに従ふ者が多く、清原武則は「今爲將軍、棄命、輕如鴻毛。寧雖向賊死、不得背敵生。」(同書)と言つて頼義の爲に盡すことを樂しんだのである。後三年の役には、敵の家衝の沼柵を圍んだ時大雪にあひ、寒い上に食が乏しくてこまつたが、義家は凍え死にかけてゐる部下を己が懷に入れて之を溫め、以てその死から救うてやつたことがあり、亂平いた後、朝廷は私闘として賞與しなかつた時、私財を散じて恩徳を施したりした。それ故、士心を得たことも非常な



もので、金澤を攻めた時三大夫光任は年八十の老齡であつたから、戰場へ伴はなかつたら、義家の馬の轡にとりつき、涙を拭ひつゝ、年のよるといふ事は口惜くも侍るかな。生ながら今日我君所作し給はんを見るまじき事よ。」(後三年記)と歎いたので、見聞く人々皆共に泣いたさうである。

かく「得士死力」。(陸奥語記)たのであるから、士卒は皆敢戦して死することを少しも苦痛に考へなかつた。武士が身命を投棄して、その主將の爲に、盡くすことが武士道の根本義であり、それは武士の覺悟によれば、多年主君より恩徳を受けた報恩謝徳の爲である。前九、後三年の役に頼義、義家に従うた武士の多くはその先祖以來源家譜代の臣であり、今また現在深き仁愛を受けてゐるのであるから、彼等が死力を盡して忠節を勵んだ時、彼らの心中は唯報恩の爲とのみ考へてゐたのであらう。されば武士道は十分完成してゐなくても、既にこの頃に成立してゐたことゝ知ることが出来る。しかしこの役の頃は、單に源氏とその部下との間のみでなく、その陪臣にも他の氏にもあつた。前九年の役中の最難戰たる黃海の戰(天喜五年一六一七)で、衆寡の勢不利にして頼義の軍が主従六騎にまで打破られた時、その部下佐伯經範は亂軍中で主君と離れてしまつたので、戦が終つてから、熱心に主君を探したが行方が知れぬ。戦死したとふ噂

を聞いて、大いに悲しむ。我事將軍已經卅年。老僕年已及耳順。將軍齒亦逼懸車。今當覆滅之時。何不同命乎。地下相從是吾志。」(同書)と言つて賊軍の中に引還して討死すると、その隨兵兩三騎も亦、公既與將軍同命死節。吾等豈得獨生乎。雖云陪臣。慕節是一也。」(同書)といふ悲壯なる語を後に殘して共に戰死した。敵の方にも同様な話が少くない。前九年の戰が終つて、賊將貞任、重任等の首を京都へ送つた。その人夫には元貞任の從者中で降つた者を使つた。その時、首を受取る役人に櫛が無かつたので、人夫の使用の櫛で貞任等の髪を梳らせた。人夫は悲泣鳴咽して「吾主存生時、仰之如高天。豈圖以吾垢櫛忝梳其髮乎。」(同書)と言つたので、衆人皆貫泣した。陸奥話記の作者も「雖擔夫忠義足令感人者也」と讚してゐる。(平氏の主從間の關係は既に一二の實例を前に掲げた)しかし武士道は主將の武勳と恩愛とのみから生れるものではない。その成立には尙他に色々の條件が必要であらう。その中最も重要なのは、本章の始に述べた如く、主將が權威を執り、部下をしてよく命に服せしめ、規律を守らしめなければならぬ。賴義、義家はこれについても種々苦辛を重ねてゐる。藤原經清は源氏譜代の臣であつたが、賊將安倍賴時の聲であるから、戰が始つてから後暫くして、緣故によつて安倍氏の爲に働いた。愈々亂が收る頃、經清は生捕になつたが、賴義は大いに之を責めて

「汝先祖相傳爲予家僕。而年來、忽緒朝威、震如舊主、大逆無道也。」(同書)と言つて、故らに苦しめる爲に鈍刀でゆるくと其の首を斬らせた。後三年の役で敵の清原武衡たけひらが捕へられた時、義家の弟義光はその依頼を受けたので、降人を許す古今の例を引いて、その助命を願つてやつたところが、義家は決然として斥け、「降人といふのは戦の場を逃れて人の手にかゝらずして、後に咎をくひて首をのべてまいるなり。」(後三年記)戦の場で生捕にされて助命を請ふやうな卑怯者は許して置けないと言つて切つてしまつた。一時の情の爲に規律をまげず、あくまでも團體組織を強固にすることに努め、命令を徹底させることに努力したのである。(以下次號、大正十三年八月)

## 註

一、談與話記の筆者は不明であるが前九年の役後極めて近い頃に著作されたものであるから、その中に記された思想は決して後世の思想を昔に投影したものでない。その中に記してある武士道もその當時のものであることは確かである。奥州後三年記は後三年の役後二百六十年ほど立つて、貞和三年(七〇〇)に書かれた、後出のものではあるが、役後八十年頃承安元年に作られた後三年合戦の繪詞(但し承安頃にはまた後三年の役といふ名稱はない)を材料としたことが考證されてゐるので、その記事は相當に信用してよい者である。

二、本稿第六節甲に將門記や今昔物語から引用した文の中に「兵道」といふ語があるが、これは武士道とは全く用法が違ふ。これらの「兵道」といふ語の道とは技術を意味してゐるのであつて、兵道とは「ツハモノノ嗜ムベキ武藝、武者」といふ意味である。

三、今昔物語が天永年間に出來たといふのは、坂井衡平氏の「今昔物語集の新研究」による。